

配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

1. 配慮書の縦覧方法

(1) 縦覧場所

縦覧期間：平成 28 年 12 月 20 日(火)～平成 29 年 1 月 25 日(水)

縦覧場所		時間
千葉県	千葉県庁 環境生活部環境政策課	9:00～17:00
千葉市	千葉市役所 環境局環境保全部環境保全課	8:30～17:30
	緑区役所	
	中央区役所	
	稲毛区役所	
	若葉区役所	
	美浜区役所	
	花見川区役所	
	千葉市中央図書館	火～金：9:30～21:00、 土日祝日：9:30～17:30
	蘇我コミュニティーセンター	9:00～21:00
市原市	市原市役所環境部環境管理課	8:30～17:15
	市原支所	
	ちはら台支所	

自治体施設の縦覧は、土日祝日および年末年始は除く。

千葉市中央図書館、蘇我コミュニティーセンターの縦覧は休館日および年末年始を除く。

(2) インターネットによる公表

ホームページにおいて、平成 28 年 12 月 20 日(火)10 時から平成 29 年 2 月 8 日(水)17 時までの間、配慮書をご覧いただけます。

[こちら](#)をクリックしてください。(中国電力ホームページとなります)

2. 意見書の提出方法

配慮書へのご意見については、縦覧場所に備付けの意見箱、もしくは郵送にて承ります。

(1) 意見書に記載いただく事項

- ・氏名および住所(法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- ・配慮書について、環境保全の見地からのご意見の内容およびその理由など

(2) 意見書の受付期間

平成 29 年 2 月 8 日(水)まで(郵送の場合、当日消印有効)

(3) 意見書の郵送先

〒730-8701 広島市中区小町 4-33

中国電力株式会社 電源事業本部 新地点調査グループ

(注)意見書に記載されている個人情報、本件においてのみ使用し、それ以外には使用いたしません。

以 上